平成２６年（再イ）第９０号

北九州市小倉北区東篠崎２丁目４番１―813号

再生債務者　新村　雄三

1　決議に付する再生計画案　平成27年２月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月25日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月25日まで

平成27年３月４日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第５９号

広島市東区光町１丁目11番24―606号

再生債務者　福馬　千穂

1　決議に付する再生計画案　平成27年２月４日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月31日まで

平成27年３月３日

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第５号

鹿児島県鹿屋市大手町６番17号　901号

再生債務者　松本真由美

1　決議に付する再生計画案　平成27年２月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月１日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月１日まで

平成27年３月４日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第８号

奈良県桜井市大字桜井139番地の１

再生債務者　川嶋　文栄

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年３月27日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月６日から平成27年４月20日まで

奈良地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１号

堺市堺区向陵東町２丁１番27号　エクセレンスもず308号

再生債務者　紀仲　忠史

1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年３月31日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月７日から平成27年４月21日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２０号

横浜市磯子区洋光台５丁目６番20―702号

再生債務者　佐々布英樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年３月18日まで

平成27年３月４日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第５号

福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台２丁目６番11号

再生債務者　壱貫田明彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年３月25日まで

平成27年３月４日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再ロ）第４３号

大阪府摂津市庄屋１丁目７番34―４Ａ号マイシャトーセッツ

再生債務者　山崎　圭一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年３月31日まで

平成27年３月３日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第２号

香川県高松市林町2525番地16　グリーンハイツサコ105

再生債務者　三笠　和明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月３日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（再ロ）第７号

奈良市法蓮町417番地の１　ルネ新大宮308号

再生債務者　笹岡　　猛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月２日　　奈良地方裁判所

平成２６年（再ロ）第３号

奈良県香芝市下田東１丁目319番地８

再生債務者　山田　　肇

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月２日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（再ロ）第２号

新潟県長岡市李崎町1040番地13

再生債務者　和田　高志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月４日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２６年（再ロ）第２号

埼玉県本庄市児玉町入浅見1125番地69

再生債務者　小林　利幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月４日

さいたま地方裁判所熊谷支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年三月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月三日

掲載頁　三十頁（号外第四十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月三日

掲載頁　三十頁（号外第四十五号）

平成二十七年三月十二日

名古屋市中区栄三丁目二七番一七号

（甲）株式会社丹陽商会

代表取締役　安藤　重良

名古屋市中区栄三丁目二七番一七号

（乙）株式会社安藤七宝製作所

代表取締役　安藤　重良

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社新テクノアイズ（住所宮城県宮城郡利府町飯土井字長者前一四番地三）に対して当社のホテル運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十七年三月四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年二月二十日

掲載頁　八十二頁（号外第三十七号）

平成二十七年三月十二日

宮城県宮城郡利府町飯土井字長者前一四番地三　株式会社テクノアイズ

代表取締役　坂東　明宗